

全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百五十五条及び第一百十七条の規定による。公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定による。公布の日

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。